

平成21年度、平成24年度、平成25年度、平成27年度及び平成30年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区教育委員会から通知がありました。

令和2年5月19日

---

## 第1 通知の範囲及び概要

- 1 平成21年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 2件です。
- 2 平成24年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 5件です。
- 3 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 1件です。
- 4 平成27年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 1件です。
- 5 平成30年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 15件です。

## 第2 内容

### [平成21年度包括外部監査]

#### 1 「教育委員会が所管する事務事業の執行について」

##### (1) 土木部門との連携の必要性について

###### ア 指摘等の内容

園庭水浸しの不具合がどうして生じたのかは、計画や設計段階の検討不足や、施工上の問題であるとか様々な原因があると思いますが、土木部門との連携が無いことも一つの大きな原因だと考えます。

改築のように建物が主となる場合には、建物の主管部署のみが担当し、土木部門は全く関与していません。学校の改築の場合で言えば、設計・施工は、主管部署(教育委員会)、設計者、施設課及び施工業者で行っています。

建物の改築の場合でも、今回の様に、敷地の整備や緑地化といった土木の知識が当然必要となってきます。施設課では、案件に応じてその都度、土木的な問題について研究しているとのことです。それだけでは不十分であるとともに、知識・経験が豊富な土木職が区役所に所属していますので、その人的資源を活用することが当然だと考えます。今後の改築案件では、このような場合は、土木職が関与することを強く求めます。

###### イ 講じた措置の概要

園庭水浸しの不具合に関しては、園舎改築及び園庭整備の際、発生土を改めて埋戻し土として再利用したため、整備の過程で搅拌された土が細かい粒子となり浸透

性が悪くなつたこと、また、ゲリラ豪雨等の条件と重なつたことが原因として考えられました。指摘箇所については、樋の雨水を受けている枠のコンクリート蓋をグレーチング蓋に変更し、平成 22 年 3 月に改善しました。

現在は、敷地内の建物及び外構の整備は建築職、道路・公園・橋梁等の整備は土木職がそれぞれに法的、技術的な専門性をもつて関与しています。

## (2) 水道光熱費の分析の必要性について

### ア 指摘等の内容

学校別の水道光熱費を調査した際に、同じような条件なのに水道光熱費が大きく異なる理由を質問しましたが、原因がよく判らなかつた学校がありました。殆ど、水道光熱費について分析をしていないように思われます。民間企業であれば、全ての費用について分析・検討をして、コスト削減努力を行うことは当たり前の事です。その点でコスト意識が希薄であると考えます。

### イ 講じた措置の概要

学校施設の光熱水費については、学校へのデマンド監視装置の取付け及びエネルギー集計システムを活用したエネルギー使用量の集計等により、教育委員会、区と設備管理業者が連携して省エネ化を図るための分析・検証を行なっています。平成 22 年 4 月からは、区立小・中学校等において小売電気事業者から電力の供給を受けており、電気料金経費の節減に取り組んでいます。また年度当初に学校宛に節電節水等省エネへの取組について通知を出しています。

令和 2 年度からは、環境課と協議の上、芝浦小について、経済的で省エネにも効果がある清掃工場から出る熱を利用した電気に切り替えます。

## [平成 24 年度包括外部監査]

### 1 「公の施設の管理運営について」

#### (1) 冬季の利用及び一般利用について

### ア 指摘等の内容

現状において一般利用及び冬季利用が少ないことが課題となっています。施設の有効性を高める意味においても、今後一般利用及び冬季利用の拡大に向けた対策が必要です。

### イ 講じた措置の概要

指定管理者制度導入後から実施している利用者アンケートの結果を施設運営に反映させることで、一般利用が徐々に増加しています。平成 30 年度延べ利用者数は、前年度比で冬季利用を含め、118 名増加しました。また、令和元年度は通常の受入れ期間（移動教室終了日の翌日～3 月 31 日まで）に加え、10 月の移動教室が

始まるまでの3週間程度（10月1日～10月19日）、一般利用の受入れを行い、利用者数の拡大を図っています。

（2）備品の廃棄について

ア 指摘等の内容

音響室には、備品台帳に登録されているレコードプレーヤーのほかに、故障しているレコードプレーヤーとレコードが保管されています。これらは処分することが望まれます。天体観測スペースにある故障している望遠鏡4台についても、修理する予定がなければ、廃棄等何らかの処理が必要です。

イ 講じた措置の概要

箱根ニコニコ高原学園に保管されている備品等についてですが、故障しているレコードプレーヤーは廃棄済です。レコードについては、平成27年度中に廃棄しました。天体観測スペースにある望遠鏡4台については、平成29年度中に修理をし、有効活用しています。

（3）埠頭少年野球場の一般利用枠の拡大の検討について

ア 指摘等の内容

少年優先の施設ですが、平日の昼間は一般団体も利用可能とする等により、効率的な利用を検討することが望れます。

イ 講じた措置の概要

平成29年度から、幼児の運動環境の充実を図る目的で、区内の保育園児を対象に、施設の空き時間を開放することとしました。

（4）指定管理者の導入の可能性について

ア 指摘等の内容

港勤労福祉会館、みなと図書館、児童館、保育園及び箱根ニコニコ高原学園について、効率的で効果的な区民サービスの提供を行うため、指定管理者制度の導入を検討し、1) サービスの向上と2) 管理運営コストの節減を一体で考え、2つのバランスを保ちながら管理運営を行うことが必要です。

イ 講じた措置の概要

三田図書館移転に伴うみなと図書館の一部機能移転と併せて、現行のみなと図書館の業務のうち図書文化財課が直接行う業務を整理し、令和4年4月からみなと図書館へ指定管理者制度を導入することとしました。

（5）指定管理者制度と他の方法の選択について

ア 指摘等の内容

公の施設の管理、運営のあり方について、柔軟に検討し、対応することも必要で

あると考えます。

イ 講じた措置の概要

港区立図書館全館に指定管理者制度を導入する方向性は平成 20 年 2 月に決定しており、三田図書館移転に伴うみなと図書館の一部機能移転と併せて、現行のみなと図書館の業務のうち図書文化財課が直接行う業務を整理し、令和 4 年 4 月からみなと図書館へ指定管理者制度を導入することとしました。

## [平成 25 年度包括外部監査]

### 1 「国際化推進に関する事業の財務事務の執行について」

- (1) 施策「義務教育 9 年間を通した英語教育の一層の充実」の概要の明確化について  
ア 指摘等の内容

区の取り組み状況から、国際化推進プランとしては、「国際科」事業の推進」そのものを施策とすることが望れます。

イ 講じた措置の概要

2018 年度からの港区国際化推進プラン策定にあたって検討した結果、「国際科」事業の推進に関しては、「外国人の快適な日常生活の実現」施策の中で「教育における国際化の推進」の取組として位置付けました。

## [平成 27 年度包括外部監査]

### 1 「スポーツ推進及び文化芸術振興に関する事業の財務事務の執行について」

- (1) ラグビー普及事業の計画と評価について

ア 指摘等の内容

平成 26 年度スポーツイベントのラグビー普及事業を除くその他 11 件の事業については、キスポート財団が実施し、計画書と評価書を作成して前年度との比較を行って、課題や改善事項の認識と共有を図っている。しかしラグビー普及事業については、評価書が作成されておらず、ラグビー協会からの実施報告には前年度との比較、課題や改善事項の記載がない。委託の場合、受託者は委託者の事業を代行する立場であることから、キスポート財団はラグビー普及事業について直営と同等の評価を行う必要がある。

イ 講じた措置の概要

ラグビー普及事業の計画書と評価書の作成について、平成 29 年度からは他のスポーツイベントと同様に事業開始前に計画書を、事業終了時には評価書を作成し、財団内の事業改善検討会にて評価を行っています。ラグビー協会からの実績報告に

については、区と財団、日本ラグビーフットボール協会の3者で月例の会議を行い、課題や改善事項を整理し、事業終了後の実績報告書に盛り込んでいます。

## [平成30年度包括外部監査]

### 1 「学校教育に関する事業の財務の執行について」

#### (1) 学校給食用食器の納品確認方法について

##### ア 指摘等の内容

学校給食用食器は各学校に直接納品され、学務課が納品数量合計に基づき支払いを行っている。つまり、食器納品依頼書どおりに各学校に適切に納品され、検品を受けたことを確認することができない状態のまま支払いを行っていることになる。今後は、食器納品依頼書どおりに各学校に納品されたことを確認したうえで、支払いを行う必要がある。

##### イ 講じた措置の概要

平成30年度から、各学校担当者の検査印がある納品書で納品を確認し、支出の手続きを行うようにしました。

#### (2) 契約額の積算根拠の明確化について

##### ア 指摘等の内容

音楽鑑賞教室の演奏委託料及び会場使用料の積算根拠が不明確であった。今後は、契約額の積算根拠について明確化するとともに、文書化により客観性を高める必要がある。

##### イ 講じた措置の概要

令和元年7月の契約から、仕様書に各作品の所要時間、楽器編成規模及び全体を通した特記事項等を記載することで、演奏費用内訳を明示することが可能になるよう改善しました。

#### (3) 「特別支援学級就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」の記載内容の見直しについて

##### ア 指摘等の内容

就学援助と同様に、世帯の収入状況を把握するための税情報等の利用について同意をとっているが、その文言の表現が整合していない。したがって、特別支援学級就学奨励費にかかる収入額・需要額調書の記載内容を見直す必要がある。

##### イ 講じた措置の概要

令和元年度から、収入額・需要調書の裏面の同意事項に世帯情報等の利用及び学校長への通知に関する同意項目を追加し、就学援助の手続きと整合をとりました。

(4) 管理運営状況評価等業務委託における調査項目の見直しについて

ア 指摘等の内容

箱根ニコニコ高原学園の指定管理業務について、平成29年4月から10月までの会計処理を中心とした評価業務を行っている。しかし、会計報告が適正になされるか否かは、年度中の処理が適正になされていることだけでなく、年度末の決算処理において、当該年度内の収支が過不足なく適切に集計されていることも重要である。したがって、調査項目を見直し、前年度の決算処理が適正になされていることを調査項目に含めることが望ましい。

イ 講じた措置の概要

令和元年度契約分から仕様書を見直し、前年度決算処理について調査項目に追加しました。

(5) 家庭で大切にしたいことハンドブックの積極的活用について

ア 指摘等の内容

保幼小連携小学校入学前教育カリキュラムは、保育園・幼稚園と小学校を結ぶ過程を対象としており、今までにない視点も含まれているという意味では、非常に意欲的な事業である。今後は、家庭で大切にしたいことハンドブックを、保護者との面談や保育士・教員の研修会等の材料として積極的に活用する必要がある。

イ 講じた措置の概要

保育園長会、幼稚園長会において、あらためて、保護者会、学級懇談会や面談などで積極的に、活用するよう促しました。全ての区立幼稚園において、保護者会や学級懇談会、面談等で活用していることを、令和2年1月に幼稚園PTA連合会において確認しました。

(6) 公演会実施費用補助金における実績報告書の記載について

ア 指摘等の内容

劇団や楽団等の公演会を鑑賞する際の補助金の実績報告書に記載されている実施費用総額と領収書の金額に相違があった。これは、補助金交付上限額を領収書に記載するよう要請したためであるが、実施費用の財源内訳としての補助金と保護者負担分を明らかにするためにも、領収書には要した経費全額の記載を求めるとともに、実績報告書の記載方法についても指導する必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和元年の7月から9月の間に、対象6校に補助金交付決定時に指導しました。その結果報告書と領収書の金額の差異はなくなりました。

(7) 水質検査結果不適合事案の早期解消について

ア 指摘等の内容

飲料水などの水質検査の結果、判定基準に適合しなかった事案があった。そのうち、半年以上経過後においても、改善未了となっている事案が2件あった。  
直ちに改善を図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成30年11月に御成門中学校、令和元年6月に赤坂小学校の水質を改善しました。

(8) ダニ又はダニアレルゲン検査について

ア 指摘等の内容

学校環境衛生の基準に基づき、ダニ又はダニアレルゲン検査を実施しているが、検査対象場所のうち、2階以上の一般教室の取扱いについても、明確にしておく必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和元年度の契約から、検査対象場所について2階以上の教室の取り扱いを仕様書に明記しました。

(9) 警備予定表及び警備報告書上における巡回警備の明確化について

ア 指摘等の内容

巡回警備の経路、時間等について警備予定表に記載されておらず、実施状況についても警備報告書の記載がまちまちであるため、巡回警備が適切に計画され、かつ実施されたことを明確に確認できない。今後は、警備予定表及び警備報告書の記載内容を見直し、巡回警備について明確化する必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和元年度から仕様書で警備予定表の様式を定め、明確に巡回警備経路、時間等の予定及び実績を確認するようにしました。

(10) プロポーザル方式による業者選定の検討について

ア 指摘等の内容

平成28(2016)年度の受託事業者選定時には、通常の競争入札が行われたが、本件のように警備対象が学校であり、児童等との信頼関係を築くことが求められる場合には、単純な価格競争ではなく、プロポーザル方式を採用し、必須要件は仕様書上に明示したうえで、警備業務の質を確保するための方策や児童・生徒等との関係性を築くための工夫等について、事業者側からの提案を求めるこにより、業務の質も含めた業者選定を行うことが望ましい。

イ 講じた措置の概要

令和元年度から3年度までの契約については、通常の競争入札としましたが、從

事する警備員に委託業務の履行に必要な研修をすること、技能向上を図るために研修を適宜実施することを要件として追加し、質の確保をしました。

(11) 実績報告書様式の不整合について

ア 指摘等の内容

港区学校法律相談実施要綱と港区学校法律相談における弁護士の同席実施要領において、実績報告書の名称と様式の号数が整合していないため、正しく修正する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成31年3月27日付けで「港区学校法律相談実施要綱」及び「港区学校法律相談における弁護士の同席実施要領」の改正を行い、実績報告書の名称及び様式の号数等について整合がつくよう修正を行いました。

(12) 学校法律相談実績報告書の遅延について

ア 指摘等の内容

学校法律相談実績報告書を、毎月区に提出しなければならないが、遅延している月が散見された。区は港法曹会に対し、要綱を遵守し、毎月区に実績を報告するよう指導する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成31年4月分から、報告書を毎月の業務終了後7営業日以内に提出することを港法曹会と取り決めました。

(13) 実績報告書に係る関連書類間の整合性確認の徹底について

ア 指摘等の内容

使用する様式に誤りがあったため、内容が整合していなかった。今後は、実績報告書と添付書類の様式及び記載内容については、その整合性を確認するとともに、誤りがあった場合には再度提出を行うよう指導する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成31年3月27日付けで港区学校法律相談における弁護士の同席実施要領で定めていた「学校法律相談同席実施報告書（第1号様式）」を廃止し、同席対応があった場合も学校法律相談等実施報告書（要綱第1号様式）により提出するものとして、用いる様式に誤りが生じないよう改善しました。

(14) 学校給食会計チェックリストによる点検の実施について

ア 指摘等の内容

学校給食会計マニュアルにおいて、給食費の徴収から支払いに至る一連の事務は、必ず複数の者で分担し、校長は、学期ごとに学校給食会計チェックリストを用いて、

適切に実施されていることを確認するものと定められている。しかし、学校給食会計チェックリストによる確認が行われていない学校があった。適切な事務処理を担保するためにも、徹底する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度分の会計報告から、学校給食会計チェックリストを学務課に提出してもらい、適正に事務処理が実施されているか確認することとしました。

(15) 学校給食会計の決算報告の徹底について

ア 指摘等の内容

学校徴収金事務取扱規程により、学校給食会計の保護者等への決算報告を行わなければならないが、未実施の学校があった。規程及び学校給食会計マニュアルに従い、学校給食会計の保護者等への決算報告を徹底する必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和元年度は、6月に平成 30 年度の「学校給食費会計決算報告書」を全ての学校に提出してもらい、保護者への決算報告が行われたことを学務課で確認しました。

今後も、毎年 5 月に前年度分の「学校給食費会計決算報告書」を全ての学校に提出してもらい、保護者等への決算報告の確実な実施を徹底します。